

## 政令案に対して提出された御意見及び総務省の考え方

| No. | 意見提出者 | 案に対する御意見及びその理由   | 総務省の考え方  | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|-----|-------|--|--|------------------|
| 1   | (個人)  | <p>余りにも遅い。二十年以上遅い。</p> <p>今まで一体何故はんこを廃止出来なかったのか、その原因を特定する事も並行して行うべき。</p> <p>無意味な押印を廃止しようという動きは過去何度もあったという話を聞いた事があるが、何故毎回毎回途中で終わってしまったのか。</p> <p>それが何故今回はこんなにもスピーディに進んでいるのか。</p> <p>今後の行政改革に活かすためにも、今まで廃止出来なかった原因を特定するべき。</p>   | <p>御意見として承ります。</p> <p>本政令については、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管政令において押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行うものであり、申請者等の負担軽減等の観点から措置するものです。</p> | 無                |
| 2   | (個人)  | <p>押印の押印の見直しは、これまで前例踏襲で慣習的に押印を続けていた様式を見直し、業務の効率化や改善につながる良い契機となると考えます。その際、単に紙を電子にするだけでなく、様式、さらには業務フローを見直し、さらなる改善につながることを期待します。また、電子だからこそこできることや、電子ならではのリスクに配慮することが肝要と考えます。前者は他サービスとの連携や、押印では十分担保できない真正性や発出元認証が可能となることなど、後者ではセキュリティ被害の影響範囲が広範に及びやすいことや拡散速度が速いこと等があげられます。そのため、電子では完全性を確保する措置が必要であることには十分配慮いただきたいと考えます。</p> <p>『記録の意義』</p> <p>単なるメモではなく、業務を遂行す</p> | <p>押印廃止等によって、申請者等の権利利益や利便性が損なわれることがないように、いただきました御意見を参考にさせていただきながら、適切に運用して参ります。</p>   | 無                |

[ここに入力]

る上で根拠とすべき重要な文書を記録と呼ぶこととしますが、従来、記録は、将来における活用に備えてその真実性と真正性を担保し、情報の信頼を確保する方法として、紙という唯一の媒体に、発出者や確認者の印章を用いて消えないインクでの印影を付すことで、広く社会に浸透してきました。

しかしながら、技術の進歩で、印影が入手できれば簡単に印影の模倣が可能な時代となり、さらには、本来の目的を意識せずただ慣習的に押印を求めていたことが今般の COVID-19 において浮彫となり、紙に押印を求める手続きの見直しがされたところと認識しております。

無用な業務を見直し改善することは大変有意義なことであり、その対応策として、デジタルデータの利活用が推進されることが期待されます。

#### 『デジタルの陥穽』

しかしながら、デジタルデータの場合、唯一である紙媒体とは異なり、痕跡もなく修正コピーが容易に可能であることから、発出者や確認者の意図と異なる加工をされて流通する危険があるため、「記録」として信頼を確保するには注意が必要です。

なりすましや改ざん、ねつ造、そして、それらの疑念から起こる不透明性や相手による否認のリスクを回避しなくてはなりません。

#### 『DX 時代の DFFT 確保手段』

デジタルデータによる電子取引は、その真実性と真正性を担保することで情報の信頼性を確保する「トラストサービス」という仕組みが、EU では 2014 年に eIDAS という加盟国統一の法律として成立しています。また、

[ここに入力]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>国連においても国際商取引法委員会 UNCITRAL の Working-4（電子取引）にて、2017 年よりクラウドコンピューティングにおける契約について議論され、クラウドコンピューティングサービスの範囲の進化、クラウドサービス契約の種類多様性、技術とビジネス慣行の急速な発展に鑑み、トラストサービスに関する一般的で柔軟性のあるガイダンスの提供を検討しています。</p> <p>日本国内においても、総務省のトラストサービス検討ワーキンググループにおいて 2019 年に議論され、統合イノベーション戦略 2020 において、「信頼性のある自由なデータ流通及びデータ駆動型社会の社会実装」の目標のひとつに掲げられ、具体的な施策として総務省において制度整備を推進することが閣議決定されております。</p> <p>『意見』</p> <p>紙に押印という唯一性のある原本を管理することで発出者や確認者の確認をしてきたことを、デジタルに置き換える場合は、なんらかの完全性を担保する手段がないと、将来にリスクを持った記録となります。</p> <p>行政における記録の管理において、不明な相手からの情報受信や、改ざんの有無を検知できない仕組みは、将来において透明性への説明責任を果たせないばかりでなく相手による否認のリスクが生じます。</p> <p>これまで、紙に押印することで残されてきた記録は、より利便性の高いデジタルによる記録に置き換わることは自明であります。記録本来の「将来における活用に備え、その真実性と真正性を担保し情報の信頼を確保す</p> |  |
|--|--|--|--|

[ここに入力]

|   |      |  |  |   |
|---|------|--|--|---|
|   |      | <p>る」ことを念頭に省令の見直しを進めていただくことを強く希望します。</p> <p>参考) eIDAS の前文には、以下のような記載があります。</p> <p>(1) Building trust in the online environment is key to economic and social development. Lack of trust, in particular because of a perceived lack of legal certainty, makes consumers, businesses and public authorities hesitate to carry out transactions electronically and to adopt new services.</p> <p>オンライン環境における信頼の構築は、経済的・社会的発展の鍵を握っています。特に法的な確実性がないとの認識からもたらされる信頼の欠如は、消費者、企業、公的機関に電子的な取引や新しいサービスの導入を躊躇させています。</p> <p>(2) This Regulation seeks to enhance trust in electronic transactions in the internal market by providing a common foundation for secure electronic interaction between citizens, businesses and public authorities, thereby increasing the effectiveness of public and private online services, electronic business and electronic commerce in the Union.</p> <p>この規則は、市民、企業、公的機関の安全な電子的相互作用のための共通の基盤を提供することにより、域内市場における電子取引の信頼性を高め、それにより域内の公的・私的オンラインサービス、電子ビジネス、電子商取引の有効性を高めることを目的としています。</p> |  |   |
| 3 | (個人) | 押印の廃止は手続きのオンライン  |  | 無 |

[ここに入力]

|   |      |  |   |
|---|------|--|---|
|   |      | 化のためであり、押印の廃止にとどまることなく、行政への手続きをオンラインで可能とするため、押印以外の法令の改正も早急に行うべきである。またオンラインによる手続きができるようなシステムも整備してもらいたい。   |   |
| 4 | (個人) | <p>書面での押印(又は署名)の廃止には反対である。</p> <p>押印(印章を生じさせる。)又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。(なお、記名の場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。)</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p> <p>(でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。)</p> <p>(なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所の減少や、一箇所ですべて行うようにする事等は可と考える。)</p> <p>国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的(押印や署名の準備には、当然、物理的技術的な要素がある。また準備について予備罪として扱われる部分や、鑑識対象となる部分が存在するのであるが、そのため、押印又は署名にはかなり明確に犯罪抑止の</p> | 無 |

[ここに入力]

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>効果があるのである。適切な代替策無き押印又は署名の廃止は、犯罪行為を起こすハードルを著しく低くするとするものである。) になされるようにされたい。</p> <p>(なお、示されていた閣議決定については、刑法での押印又は署名の効果について適切に検討が行われておらず、また説明も不十分で代替となる手続きについての検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断されるものである。行政あるいは一般の民事においても、正当性の確保は重要なものであるが、その確保についての考慮が欠けた当該閣議決定については、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものであるので、あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保されるような手続き・書類となるようにされたい(そのために、押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手段と考えられるものである。)(なお、概ねの場合について、「真に必要」となるものである事を述べておく。重要性の大小を問わず、公正性の確保のためには、押印又は署名について、真に必要性が存在する(これは概ね絶対の事であって(代替の手段が設けられている場合は事態を多少異にするが)、完全に正しいと言ってよい事であるはずである。物事を考える際に誤ってはいけない。公務員は特に。))。)</p> <p>(なお、情報处理的な観点から言うと、正当性の確保がされていない処理は、いくら可用性が高くても、使えないものである。可用性の重視によって正当性が毀損されないようにしていただきたい。行政関係(あるいはそれ以外についても)であるが。)の手続き</p> |  |
|--|--|--|--|

[ここに入力]

|   |      |  |  |   |
|---|------|--|--|---|
|   |      | <p>で正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。)</p> <p>また、公務所職員が作成・保有・携行・提示・送付する等して用いる書類・様式については、その偽造等へのハードルを高くするために、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」が必要であると考えます。</p> <p>使用や持ち出し等に難のある大臣印などについてはともかく(これらは他の公務所や職員の印鑑に変更していく事に対応が可能と考える。)、公務所又はその担当部署若しくは長の印などについては、特に問題なく付す事が可能なはずであり、予め様式等に印章を付しておく、あるいは自動で押印を行う等により、何ら問題なく、単に偽造等へのハードルの高さが生じるだけであるので、常識・道理が分かるのであれば、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」のどれかについては付しておくようにされたい。(法律行為と関係無い様なものについては必ずしも必要とはならないとは考えるが。)</p> <p>はっきり言うと、それをしないのは、知能・精神・人格のどれか、あるいはその複数に障害・故障をかかえたものであるという断言を行ってよいものである。(もちろん、罷免されるのが適切と考える。)</p> <p>その事について留意し、各種手続きにおける正当性・公正性が確保されるようにされたい。</p> |  |   |
| 5 | (個人) | <p>むしろ認印を禁止にして実印必須にしてもいいと私は思っています。本人確認等は他の手段でも出来るかもしれませんがそれをより確実にするためにはやはり押印は必要だと思います。</p>   |  | 無 |
| 6 | (個人) | <p>押印廃止に賛成するが、デジタル化</p>  |  | 無 |

[ここに入力]

|   |      |   |  |   |
|---|------|---|--|---|
|   |      | も進めて欲しい。<br>審査請求書等をメールで送付可能にして欲しい。  |  |   |
| 7 | (個人) | 審査請求書への認印の押印は、審査請求人の本人確認という点では、その意義に乏しい。しかし、審査請求書の記載内容を修正する場合に、審査請求人本人による修正であることを証明する趣旨の押印は、審査請求書の真正性を担保するという点において意義があるのではないか。審査請求書を自筆で記載し提出する場合は別として、パソコンなど電子計算機で作成し提出する場合で、作成後に記載内容を自筆で加除修正することは実務上あり得ると思われる。その場合、審査請求人本人が加除修正したことを疎明する方法として、自署も考えられるが、最も簡便であるのは認印の押印である。押印がないことを理由に、審査請求書の形式上の不備を問うものではないが、認印の押印が審査請求人、行政庁双方の利益となる場合は、運用上、押印しても支障ないのではないか。認印の押印を全撤廃するのではなく、意義のある押印については認める余地を残して欲しい。 |  | 無 |
| 8 | (個人) | 押印がなく、自署でもない審査請求書について、真正に成立しているものとの判断はどのように担保するのか教示されたい。そもそも、電子署名付きの電子申請等の普及の拡大を図り、真正と推定できる別の請求手法を準備した後に、押印書面の廃止が実施されるべきではないのか。   | 審査請求の前提となる処分及び不作為については、処分庁が被処分者や処分・申請の内容について知悉しており、審査請求を受け付ける審査庁は処分庁に問い合わせることにより本人確認が可能であることなどから、審査請求書への押印は不要とすることにしました。 | 無 |

○提出意見数：8件